

岐阜県公報

第二千五百七十七号
平成二十一年六月十九日

(金曜日)

目次

告示

家畜伝染病の発生

(畜産課) 四一九ページ

保安林に指定する予定を取り消す旨の通知

(治山課) 四二〇

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(同) 四二〇

道路の供用開始

(道路維持課) 四二一

保安林の指定

(可茂農林事務所) 四二一

訓令

岐阜県国有自動車管理規程の一部を改正する訓令

(管財課) 四二三

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 四二四

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 四二四

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

(農地計画課) 四二四

土地改良事業の工事の完了

(同) 四二四

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

(建設政策課) 四二五

落札者等に関する公示

(技術検査課) 四二五

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 四二六

土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 四二六

落札者等に関する公示

(図書館) 四二七

告示

岐阜県告示第三百九十三号

家畜伝染病の発生があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により告示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 病名

ヨ―ネ病

二 家畜の種類

牛

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数

患畜二頭

四 発生場所

中津川市

五 発生年月日

平成二十一年六月四日

岐阜県告示第三百九十四号

家畜伝染病の発生があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により告示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 病名
ヨ―ネ病
- 二 家畜の種類
牛

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数

四 発生場所
飛騨市

五 発生年月日
平成二十一年六月五日

岐阜県告示第三百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林に係る保安林に指定する予定を取り消す旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林に指定する予定を取り消す森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町春日六合字奥子谷三六七の一、三六八、三六八の二、三六九、字若土三七一の一
- 二 保安林に指定しようとした目的
水源のかん養

岐阜県告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
高山市荘川町町屋字九郎右工門小屋四八八
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
高山市荘川町三尾河字日計平四三七の一、字スゲ畑四五三の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飛騨市河合町新名字朝河原大谷五二〇の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年六月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日)
県道	岐阜県南線	瑞穂市田之上字柳町五二番四地先から同市同地先まで	一四・〇	平成三〇・六・一九	平成三〇・三・二六

岐阜県告示第百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

加茂郡東白川村五加字生姜洞二二二六の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

加茂郡白川町赤河字西増田一五五五の一、字池田一六〇六の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百二二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

加茂郡東白川村五加字大切二八六六の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十五号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県有自動車管理規程（昭和四十五年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「岐阜県会計規則取扱要領（昭和三十九年出一第三十八号）別記第二十号様式による。以下同じ。」を「別記第四号様式」に改め、同条第三項中「別記第四号様式」を「別記第四号の二様式」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定による自動車台帳の調整、保管又は整理については、当該台帳に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成又は保存をもつて、当該台帳の調整、保管又は整理に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該台帳とみなす。

5 前項の規定により自動車台帳の調整、保管又は整理に代えて当該台帳に係る電磁的記録の作成又は保存を行うときは、当該台帳に記載すべき事項を知事が別に定める電子情報処理組織に備えられたファイルに記録する方法によるものとする。
別記第四号様式を別記第四号の二様式とし、別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

第 4 号様式（第15条関係）
自動車台帳

物品固有番号	予算原課コード	予算原課名	執行機関コード	執行機関名称	自動車登録番号情報	自動車登録番号 車両ナンバー

初年度登録年月	取得金額	補助金種別	燃料	総排気量	社名及び車名	車種

変速機	駆動方式	型式	エアバッグ	ABS	衝突安全ボディ	車体色

貸借等	共用自動車・専用 自動車別等	委託先	維持会計	低公害車等の区分	使用車氏名	使用車住所

附 則
この訓令は、平成二十一年六月十九日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年五月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アクティブクラブGINAN
- 三代 表 者 の 氏 名 小野木 千敏
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡岐南町平成七丁目四七番地岐南町総合体育館二階
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子供からお年寄りまで幅広い世代の地域住民に対して、「スポーツ・文化活動に親しむことのできる場づくり」に関する事業を行うとともに、岐南町を中心とした地域における生涯スポーツ・文化活動の振興を図り、地域住民の健全な心身の保持増進とコミュニケーションに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年五月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人シニアネット多治見
- 三代 表 者 の 氏 名 校條 宏紀
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市本町二丁目二十五番地の四
- 五 定款に記載された目的 本会は、シニア世代に対して、情報技術を媒体とした生きがいづくり、仲間づくりを推進するためのコミュニケーションや学習の場を提供すること、及びシニアの持つ能力を地域社会の活性化に生かすことに関する事業を行い、シニアが生き生きとした人間性豊かな生活を営める社会の創造に寄与することを目的とする。

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、郡上市営土地改良事業向鷺見地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 縦覧期間 平成二十一年六月十九日から 年七月十七日まで
- 二 縦覧場所 郡上市役所前掲示場

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営かんがい排水事業	宇留生地区	平成二一・二一・二七

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

建設業法（昭和二十四年法律第九十五号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

処分をした年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	建設業の許可番号及び許可を受けた業種	処分の原因となった事実及び処分の内容
平成二十一年六月十二日	株式会社 山佐組	関市洞戸市場二八一番地の二	代表取締役 久保 加奈子	岐阜県知事許可（特十八）第一一〇四号 平成十八年六月二日 土木、建築、大工、とび、土工、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、ほ	元代表取締役が贈賄罪により平成二十年十二月十九日に岐阜地方裁判所から懲役一年執行猶予三年の判決を受け、平成二十一年一月六日にその判決が確定したことに伴う営業停止処分。ただし、建設業に関する営業

装、内装仕上及び水道施設工事業

のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているものについて、平成二十一年六月二十六日から九月二十三日までの九十日間に限る。

岐阜県知事許可（般・特十八）第四九二号
平成十八年七月十五日
土木、とび、土工、石、質ほ装、造園及び水道施設工事業

元代表取締役が贈賄罪により平成二十年十二月十九日に岐阜地方裁判所から懲役一年執行猶予三年の判決を受け、平成二十一年一月六日にその判決が確定したことに伴う営業停止処分。ただし、建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているものについて、平成二十一年六月二十六日から九月二十三日までの九十日間に限る。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称 (次期) 公共関連システム運用委託業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成二十一年四月二十四日
- 4 落札者を決定した日 平成二十一年六月五日
- 5 落札者の氏名及び住所 東京都港区赤坂一丁目1番4号赤坂インターシテイ
アクセンチュア株式会社
代表取締役社長 程 近智

- 6 落札金額 567,000,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 - (1) 部署の名称 岐阜県国土整備部技術検査課
 - (2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

岐阜県知事 古田 肇

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第五号)第三十六条第三項の規定により公示する。
平成二十一年六月十九日

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令西建築第五〇号の二四 平成二一・二・一一一 同西建築第五六号の四 同二一・五・二二五	安八郡神戸町大字丈六道字不動前三五四番及び三五五番一 同 郡同 町大字神戸字井田六五七番六	道路	開発登録簿による	安八郡神戸町大字神戸一―一九番地の一 有限会社 アイケン 代表取締役 飯 沼 満
同中建築第三五号の二二 同二〇・二一・一一一	加茂郡川辺町比久見字月ヶ洞四三三八番四の一部(第二工区)	道路、公園	同	加茂郡川辺町中川辺一五一八番地の四 川辺町長 佐藤 光 宏

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所

岐阜市網代土地改良区
平成二・五・三五
理事 高井勝美 岐阜市西秋沢 一丁目一四〇番地
同 高井勲 同 則松 三丁目三七八番地
同 關谷勝治 同 秋沢 六三一番地一五
同 神山弘 同 西秋沢 二丁目二二番地
同 高井勝 同 則松 七七番地一
同 高井恒美 同 一六八番地一
同 早川健治 岐阜市秋沢 二丁目六〇番地一
同 三浦義久 同 則松 五九番地一

就任した役員

土良地区
改良地名 年月日任 役名 氏 名 住 所
岐阜市網代土地改良区
平成二・五・二六
理事 高井利雄 岐阜市西秋沢 一丁目一〇四番地
同 高井敏夫 同 則松 八一番地
同 高井博 同 三丁目一七五番地
同 神山俊憲 岐阜市西秋沢 二丁目二四番地一
同 野々村博吉 同 則松 一丁目一八三番地
同 早川彰二 同 秋沢 二丁目七〇番地
同 關谷勝治 同 六三一番地一五
同 牧野均 岐阜市則松 九四四番地二

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年六月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

1 購入物品及び予定数量 岐阜県図書館で使用する電気 1,869,000kWh

- 2 供給期間 平成21年6月1日0時から平成22年5月31日24時まで
- 3 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 4 入札公告を行った日 平成21年3月2日
- 5 落札者を決定した日 平成21年4月17日
- 6 落札者の氏名及び住所 東京都品川区東品川二丁目2番20号
ダイヤモンドパワ―株式会社
代表取締役社長 平野 泰敏
- 7 落札金額 37,471,969円
- 8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県図書館
(2) 所 在 地 岐阜市宇佐4丁目2番1号

平成二十一年六月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社